

世田谷区避難情報判断基準の改定について

1 主旨

災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報の変更等を踏まえ、世田谷区避難情報判断基準を改定する。

2 世田谷区避難情報判断基準の改定 【別紙】

(1) 目的

災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報の変更等を踏まえ、世田谷区避難情報判断基準を改定し、区が避難情報を適時適切に発令・伝達することにより、区民が円滑かつ確実な避難行動をとることにつながる。

(2) 主な改定内容

災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報の変更及び国の「避難情報に関するガイドライン」による一部追加・修正

3 今後のスケジュール(予定)

令和3年6月下旬 世田谷区避難情報判断基準公表

世田谷区避難情報判断基準（令和3年度改定版）

1 河川氾濫による避難情報判断基準

(1) 多摩川の洪水に伴う避難情報判断基準

区分	判断基準	観測所 （【】内は氾濫被害を及ぼすおそれのある箇所）	左の観測所における水位 （1）	避難情報発令対象地域
高齢者等避難【警戒レベル3】	世田谷区が注視する観測所の水位が避難判断水位に達して氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報】が発表された場合	石原水位観測所 （調布市）【26.8k 左岸】	4.30m	多摩川洪水浸水想定区域 全域
		田園調布(上)水位観測所 （大田区）【17.6k 左岸】	8.70m	
		田園調布(上)水位観測所 （大田区）【17.8k 左岸】	7.00m	玉川1丁目1～11番 玉川3丁目1、3番
	の判断基準到達などの前においても、災害対策本部が設置され台風接近・通過前日までに水害時避難所(第1次)を開設する場合で、かつ、今後さらに大雨警報(浸水害)や多摩川の洪水警報の発表が予想される場合、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表される場合。なお、発令にあたっては、公共交通機関の運行状況や暴風雨、夜間等の時間帯を考慮する。			
避難指示【警戒レベル4】	世田谷区が注視する観測所の水位が氾濫危険水位に達して氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合	石原水位観測所 （調布市）【26.8k 左岸】	4.90m	多摩川洪水浸水想定区域 全域
		田園調布(上)水位観測所 （大田区）【17.6k 左岸】	9.50m	
		田園調布(上)水位観測所 （大田区）【17.8k 左岸】	7.80m	玉川1丁目1～11番 玉川3丁目1、3番
	の判断基準到達などの前においても、世田谷区に大雨警報(浸水害)・多摩川の洪水警報が発表されている状態で多摩川流域に大雨が降り続く等、多摩川の水位上昇が見込まれ、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水のおそれがある場合 多摩川の樋門・樋管の閉鎖前、閉鎖後にかかわらず多摩川の水位上昇に伴い、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水が発生した場合 暴風警報が発表された場合（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある） 区が避難指示【警戒レベル4】を夜間に発令するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）			

区分	判断基準	観測所 （【】内は氾濫被害を及ぼすおそれのある箇所）	左の観測所における水位 （1）	避難情報発令対象地域
緊急安全確保【警戒レベル5】（3）	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 世田谷区が注視する観測所の水位が氾濫開始相当水位（2）に達した場合	田園調布(上)水位観測所 （大田区）【17.6k 左岸】	11.70m	多摩川洪水浸水想定区域 全域
	多摩川の堤防において異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊のおそれが高いと国土交通省から通報があった場合(区が確認した場合も発令する。) 多摩川に流入する樋管・樋門において、機能支障等により操作できない場合 【災害発生を確認】 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）			

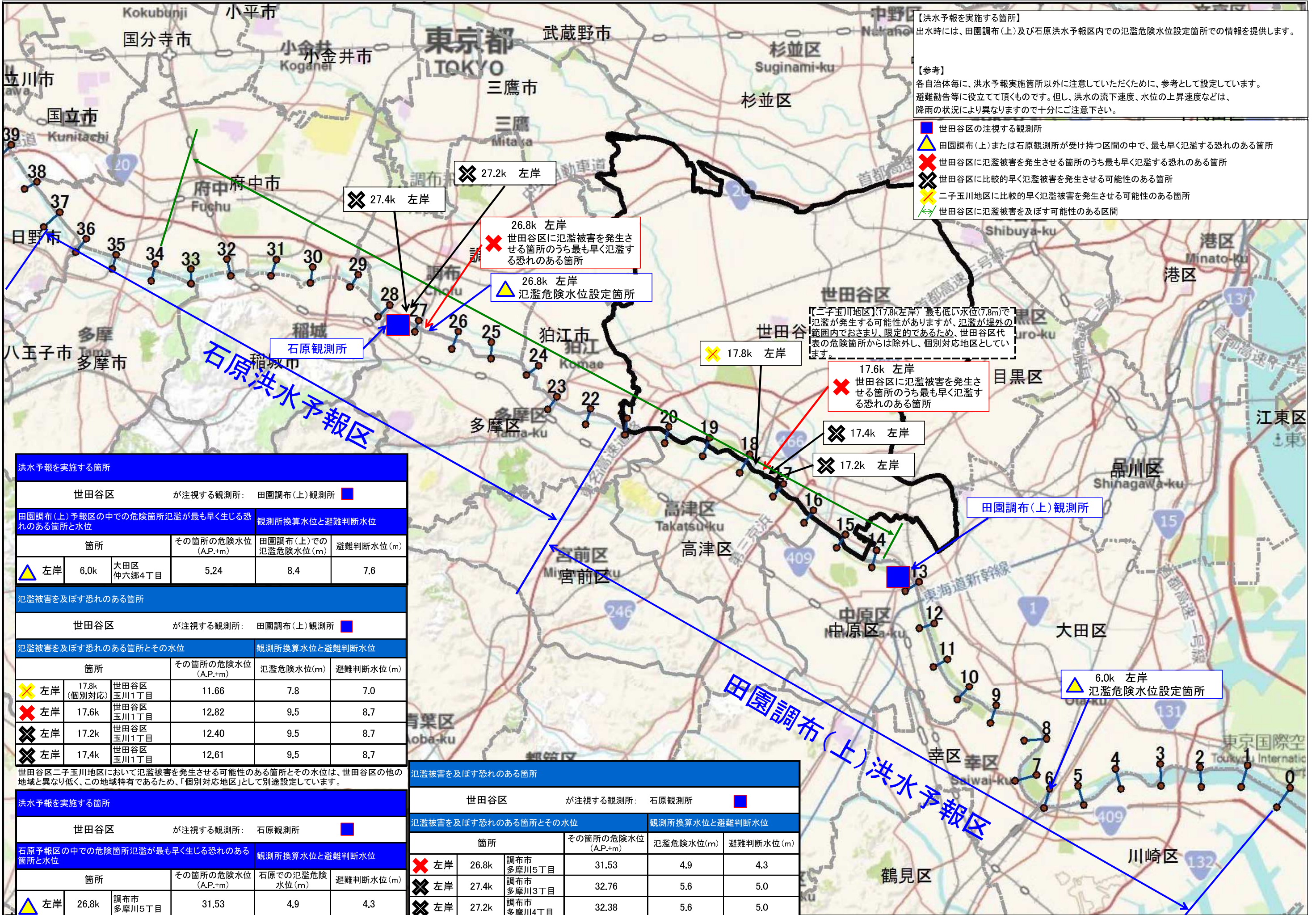
- 1 区が注視する水位観測所の水位は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が定めている。
- 2 氾濫開始相当水位は、区の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において氾濫が開始する水位。
- 3 緊急安全確保【警戒レベル5】は、区が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令する情報ではない。

< 避難情報の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、 高齢者等避難【警戒レベル3】 の水位観測所の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、多摩川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

世田谷区における氾濫危険水位・避難判断水位及び氾濫の恐れのある箇所

出典「洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）」国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所



【洪水予報を実施する箇所】
出水時には、田園調布(上)及び石原洪水予報区内での氾濫危険水位設定箇所での情報を提供します。

【参考】
各自治体毎に、洪水予報実施箇所以外に注意していただくために、参考として設定しています。避難勧告等に役立てて頂くものです。但し、洪水の流下速度、水位の上昇速度などは、降雨の状況により異なりますので十分にご注意下さい。

- 世田谷区の注視する観測所
- ▲ 田園調布(上)または石原観測所が受け持つ区間の中で、最も早く氾濫する恐れのある箇所
- ✖ 世田谷区に氾濫被害を発生させる箇所のうち最も早く氾濫する恐れのある箇所
- ⊗ 世田谷区に比較的早く氾濫被害を発生させる可能性のある箇所
- ✖ 二子玉川地区に比較的早く氾濫被害を発生させる可能性のある箇所
- ↔ 世田谷区に氾濫被害を及ぼす可能性のある区間

【二子玉川地区】(7.8k左岸) 最も低い水位(7.8m)で氾濫が発生する可能性があります。氾濫が堤外の範囲内でおさまり、限定的であるため、世田谷区代表の危険箇所からは除外し、個別対応地区としています。

洪水予報を実施する箇所				
世田谷区		が注視する観測所: 田園調布(上)観測所 ■		
田園調布(上)予報区の中での危険箇所氾濫が最も早く生じる恐れのある箇所と水位			観測所換算水位と避難判断水位	
箇所	その箇所の危険水位 (A.P.+m)	田園調布(上)での氾濫危険水位 (m)	避難判断水位 (m)	
▲ 左岸 6.0k 大田区 仲六郷4丁目	5.24	8.4	7.6	
氾濫被害を及ぼす恐れのある箇所				
世田谷区		が注視する観測所: 田園調布(上)観測所 ■		
氾濫被害を及ぼす恐れのある箇所とその水位			観測所換算水位と避難判断水位	
箇所	その箇所の危険水位 (A.P.+m)	氾濫危険水位 (m)	避難判断水位 (m)	
✖ 左岸 17.8k 世田谷区 玉川1丁目 (個別対応)	11.66	7.8	7.0	
✖ 左岸 17.6k 世田谷区 玉川1丁目	12.82	9.5	8.7	
⊗ 左岸 17.2k 世田谷区 玉川1丁目	12.40	9.5	8.7	
⊗ 左岸 17.4k 世田谷区 玉川1丁目	12.61	9.5	8.7	

世田谷区二子玉川地区において氾濫被害を発生させる可能性のある箇所とその水位は、世田谷区以外の地域と異なり低く、この地域特有であるため、「個別対応地区」として別途設定しています。

洪水予報を実施する箇所				
世田谷区		が注視する観測所: 石原観測所 ■		
石原予報区の中での危険箇所氾濫が最も早く生じる恐れのある箇所と水位			観測所換算水位と避難判断水位	
箇所	その箇所の危険水位 (A.P.+m)	石原での氾濫危険水位 (m)	避難判断水位 (m)	
▲ 左岸 26.8k 調布市 多摩川5丁目	31.53	4.9	4.3	

氾濫被害を及ぼす恐れのある箇所				
世田谷区		が注視する観測所: 石原観測所 ■		
氾濫被害を及ぼす恐れのある箇所とその水位			観測所換算水位と避難判断水位	
箇所	その箇所の危険水位 (A.P.+m)	氾濫危険水位 (m)	避難判断水位 (m)	
✖ 左岸 26.8k 調布市 多摩川5丁目	31.53	4.9	4.3	
⊗ 左岸 27.4k 調布市 多摩川3丁目	32.76	5.6	5.0	
⊗ 左岸 27.2k 調布市 多摩川4丁目	32.38	5.6	5.0	

(2) 野川・仙川の洪水に伴う避難情報判断基準

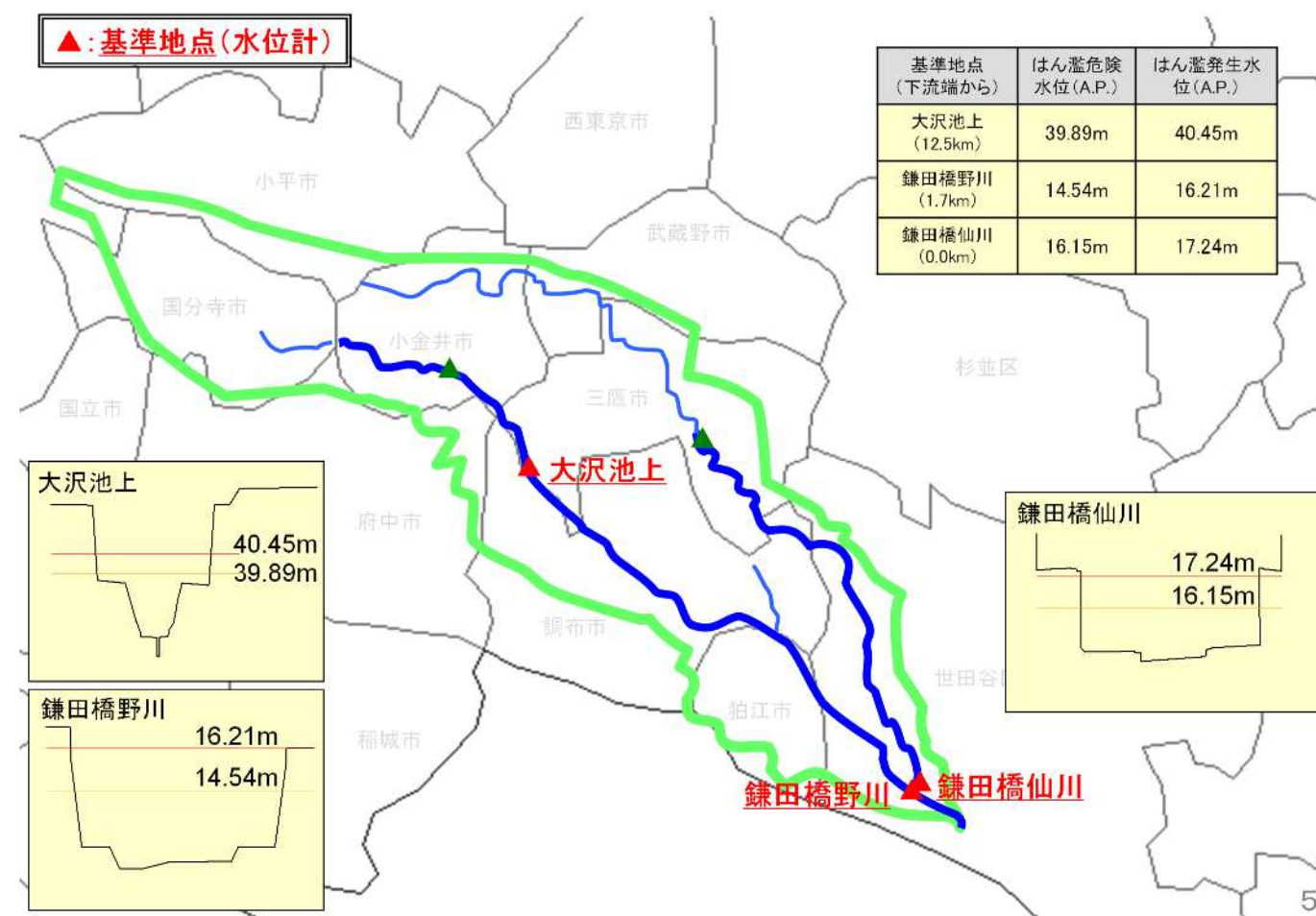
区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	大沢池上(三鷹市)の基準点において都の設定する基準(氾濫危険水位)を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル4】 避難指示	大沢池上(三鷹市)の基準点において都の設定する基準(氾濫危険水位)を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準(氾濫危険水位)を超過した場合 鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準(氾濫危険水位)を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 水位が天端まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合 【災害発生を確認】 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(把握できた場合)

野川・仙川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

避難情報発令対象地域：野川・仙川洪水浸水想定区域全域

< 避難情報の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、 高齢者等避難【警戒レベル3】 の基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、野川・仙川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。



(3) 丸子川・谷沢川・呑川の洪水に伴う避難情報判断基準

丸子川

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	丸子川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル4】 避難指示	滝ノ橋基準点の水位が「氾濫危険水位」(洪水特別警戒水位)(10.63m)に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>【災害発生直前または既に発生しているおそれ】</p> 滝ノ橋基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合
	<p>【災害発生を確認】</p> 越水・溢水が発生した場合(把握できた場合)

丸子川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

避難情報発令対象地域：丸子川洪水浸水想定区域全域

< 避難情報の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、 高齢者等避難【警戒レベル3】 の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、丸子川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

谷沢川、丸子川基準地点位置図



谷沢川

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	谷沢川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル4】 避難指示	丸山橋基準点の水位が「氾濫危険水位」(洪水特別警戒水位)(31.06m)に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 矢川橋基準点の水位が「氾濫危険水位」(洪水特別警戒水位)(12.76m)に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 各基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合 【災害発生を確認】 越水・溢水が発生した場合(把握できた場合)

谷沢川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

避難情報発令対象地域：谷沢川洪水浸水想定区域全域

< 避難情報の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、 高齢者等避難【警戒レベル3】 の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、谷沢川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

谷沢川、丸子川基準地点位置図



呑川

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	呑川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル4】 避難指示	池上基準点の水位が「氾濫危険水位」(洪水特別警戒水位)(5.82m)に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 工大橋の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</p> <p>【災害発生を確認】 越水・溢水が発生した場合(把握できた場合)</p>

呑川水位周知河川指定区間は世田谷区内にはかからないが、呑川洪水浸水想定区域が世田谷区内にかかり、「氾濫危険情報」発表対象区となっているため、避難情報判断基準を定める。

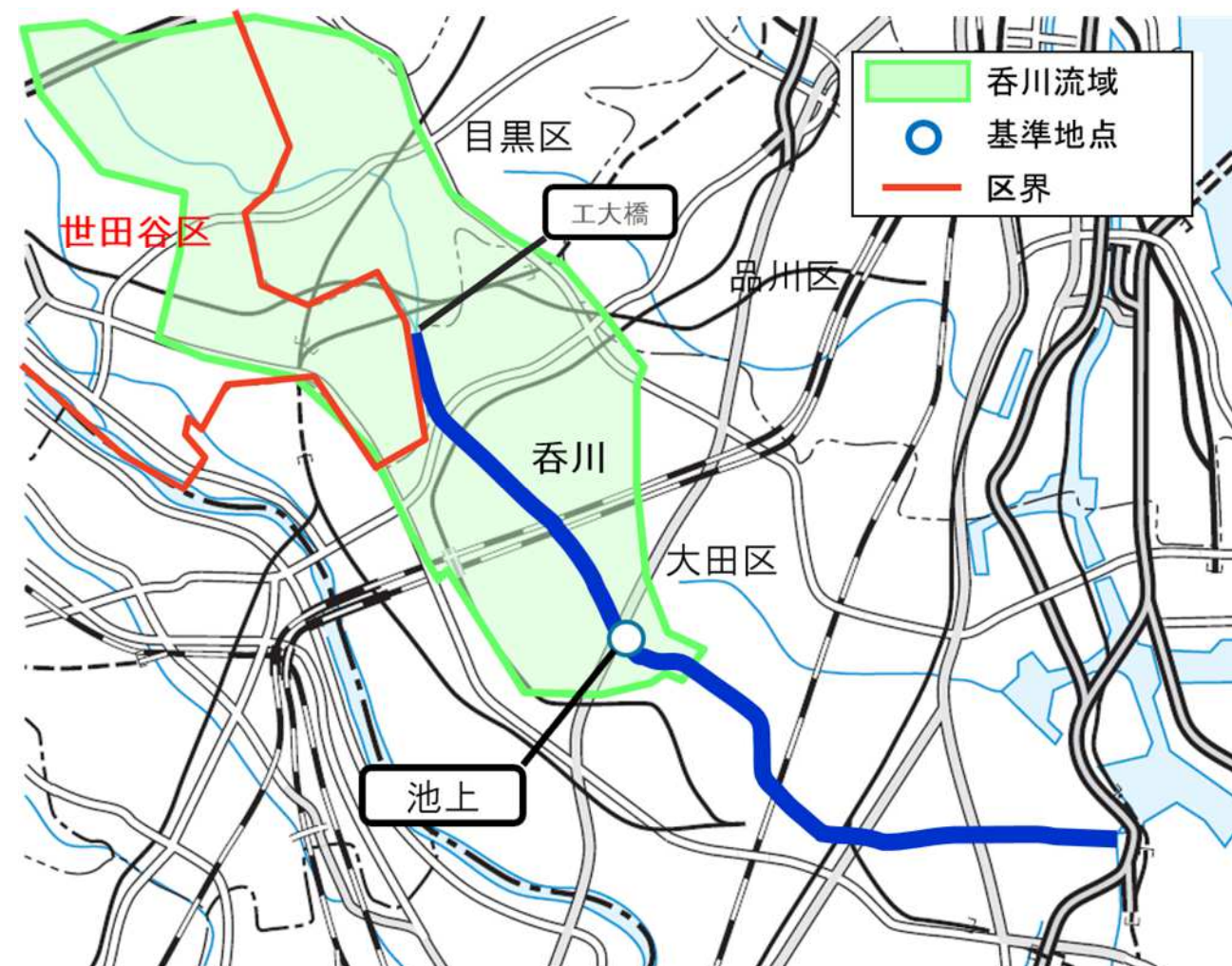
呑川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

避難情報発令対象地域：呑川洪水浸水想定区域全域

< 避難情報の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	<p>避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。</p> <p>また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、呑川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。</p>

呑川基準地点位置図



2 土砂災害による避難情報判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」【警戒レベル3相当情報】となった場合 前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報【警戒レベル2】が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が言及されている場合)(夕刻時点で発令)
【警戒レベル4】 避難指示	土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」【警戒レベル4相当情報】となった場合 土砂災害の前兆現象が確認された場合(例 斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、斜面の亀裂等) 暴風警報が発表された場合(暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある) 区が避難指示【警戒レベル4】を夜間に発令するような状況が想定される場合(夕刻時点で発令)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 大雨特別警報(土砂災害)【警戒レベル5相当情報】が発表された場合 【災害発生を確認】 土砂災害の発生が確認された場合

上記に関わらず、避難情報は今後の気象状況等を踏まえ総合的に判断して発令する。

避難情報発令対象地域：土砂災害(特別)警戒区域(発令対象区域は、土砂災害危険度分布の危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害(特別)警戒区域に絞り込む)

< 避難情報の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、 高齢者等避難【警戒レベル3】 の状態が解消された段階を基本とするが、土砂災害は雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことや現地の状況等を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 また、土砂災害が発生した場合の解除については、都や専門家の意見等をもとにして総合的に解除の判断を行う。